

番号	分類	ご質問	回答
1	分野・領域	環境・エネルギー分野、生物資源分野の2分野にまたがった研究は想定されますか？あるいは、どちらかにフォーカスする必要がありますか？	研究提案が複数の分野・領域にまたがる内容であるということは想定されますが、応募に際しては3分野のいずれか一つを選択いただく必要がございます。 応募される研究分野の説明を踏まえて提案書を作成し、申請いただくようお願いします。
2	分野・領域	例年、各分野（環境とそれ以外）で採択倍率がかなり大きく異なっています。この点は例年と変わりなく、ほぼ決まった例年の採択件数ベースになる見込みでしょうか。また現時点での採択件数（プロジェクト稼働中の国）を踏まえ、採択国の制限（抑制）はあり得ますでしょうか。	令和5年度公募も例年通り、採択件数は3分野4領域で合計10件を予定しております。また、現在実施中のプロジェクトの相手国（過去の採択件数）について、審査においては留意されます。詳細は公募要領（p.39）「地域バランス及び対象国について」をご参照ください。
3	分野・領域	防災を含むテーマは別の分野の募集に出すようにというご説明があったかと思いますが、副次的に防災が含まれている場合も、本募集では、リジェクトの対象となるということでしょうか。	SATREPSでは設定された研究分野・領域の目的の達成に資する提案を募集しています。公募要領の各研究分野の趣旨を理解いただいた上で、適切な分野での応募をご検討ください。 詳細は、公募要領(p.22~p.28)をご参照ください。 https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2023.pdf
4	提案書	提案書の最大ページの制限はありますか？	様式2のみA4用紙12ページを上限とさせていただきます。
5	提案書	申請のタイトルに相手国名は入れないという理解でよろしいでしょうか？	英語課題名には「in 相手国名」の表現は含めないようご注意ください。含まれている場合は、採択後に削除させていただきます。なお、日本語の課題名には相手国名を含めても問題ございません。
6	提案書	企業が参画する場合、企業の方のe-Rad番号は必要ですか？	応募時点で企業が研究代表機関ではない場合は不要です。
7	ODA要請書	ODAによる技術協力要請の提出について、具体的な様式などはどこにありますか？	ODA要請書のフォーマットは、外務省から各国の担当省庁に連絡しております。ODA要請書の入手方法や提出手続きは各国で異なりますので、想定されている相手国のODA担当省庁や研究機関の担当省庁に相手国側代表研究者を通じて確認いただくか、JICA現地事務所へお問い合わせください。
8	ODA要請書	相手国代表機関が提出する申請書では、（日本側申請書と同じように）協力機関について書く欄がありませんが、相手国代表機関の申請書作成の際に気を付けることがあればお教えください。	項目を問わず、わかるよう記載いただければ結構です。ODA要請書には、相手国がどのように研究を進めようとしているのか、また、相手国のニーズに関してどのような課題や政策があるのかについて記載してください。
9	ODA要請書	相手国のT/C要望フォームにある「Contact Point (Implementation Agency)」は、要請を担当する国家行政機関になるのか、相手国の主たる研究機関を記入するのか、どちらでしょうか？	相手国の主たる研究機関を記載ください。
10	ODA要請書	相手国側の書類はJICAに出すが、費用はJICAとJSTの両方含むのでしょうか？	ODA要請書に記載する予算は、JICAのODA予算（現地でのプロジェクトコスト）のみで結構です。
11	実施体制（日本側）	博士課程の学生（学振特別研究員）を研究分担者（あるいは研究協力者）とすることは可能ですか？	博士課程の学生は、研究代表者や主たる共同研究者（JSTと委託研究契約を締結する方）として参加することはできませんが、プロジェクトの一員として参加することはできます。詳細は、公募要領のQ&A（p.111~p.112）をご確認ください。 https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2023.pdf

12	実施体制 (日本側)	代表者が若手の方がいいのでしょうか。	若手研究人材育成やプロジェクト終了後の継続性を鑑み、「研究代表者が45歳未満」の体制で構成される課題の提案を奨励しています。ただし、選考の観点として「研究代表者の資質」も問われますので、統括責任者として国際共同研究を推進するリーダーシップも必要です。詳細は公募要領 (p.38) 「選考の観点」をご参照ください。 https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2023.pdf
13	実施体制 (相手国)	相手国研究機関は応募時は1つですが、採択後に2つに変更することは可能ですか？	可能です。 正式に採択されるためには、日本と相手国の研究代表機関とで共同研究に関わる合意文書 (CRA) 締結していただく必要がありますが、CRAには日本と相手国の研究代表機関に加え、日本と相手国の研究協力機関が署名に加わる場合もございます。なお、相手国の研究代表機関としてCRAを結んでいただく機関は一つです。 また、条件付き採択後、関係者との協議・合意を経て協力機関を追加・変更いただくことは可能です。
14	実施体制 (相手国)	プロジェクトによっては現地の内政状況に少し触れる取り組みも想定されます。基本的には対象国の外交方針に従いますが、ローカルな部分で相手側が干渉と認識されないようにする責任・対応は原則プロジェクト遂行者にございますでしょうか。	SATREPSの事業については、採択後、事業の内容や役割についてJICAと先方実施機関とで合意します。各関係者はその範囲内での責任を負うこととなります。
15	実施体制 (相手国)	国レベルで長期の調査研究プロジェクトを持ち、政府行政機関がそれを調整していて、その研究プロジェクトの相当の部分をSATREPSに応募して共同研究としたいという意向が表明されている場合、相手国の主たる共同研究機関をこの調整を担当する政府行政機関とすることは可能でしょうか？それとも個別の研究分野を委託されて研究している大学の一つを主たる共同研究機関とすべきなのでしょうか？	その国でODA要請書を提出できる条件に当てはまる機関であれば、可能です。 ただし、SATREPSプロジェクトの実施に際して政府行政機関が「研究」機関として適切か、研究機関でない場合に担う役割が適当かつ必要かということも「両国の実地体制」の観点で審査されます。詳細は公募要領 (p.38) 「選考の観点」及び (p.40) 「研究実施体制について」をご参照ください。 https://www.jst.go.jp/global/pdf/koubo2023.pdf
16	実施体制 (相手国)	詳細設計調査が公示された場合、これに応募して採択された団体は、共同研究に参加することができなくなるのでしょうか？	JICAが詳細計画策定調査で外部人材を公示する場合は、通常、PDM/PO等の作成・プロジェクトの妥当性の評価をサポートする「評価」にかかる役割の方です。SATREPSは詳細計画策定調査実施時点で共同研究を実施する機関が既に決定しているため、詳細計画策定調査に参加された外部人材の方が共同研究に参加する事は問題ございません。
17	実施体制 (日本側・相手国)	企業の参画が推奨されるとの記載がありましたが、日本の企業と相手国の企業のどちらかの参加が特に推奨されるなどありましたらご教示ください	日本の企業と相手国の企業、どちらが推奨されるということはありませんので、プロジェクトの研究成果を社会での取り組みにつなげていく上で効果的な参画者であるかどうかを踏まえてご検討ください。
18	実施体制 (業務調整員)	業務調整員を大学職員ではなく、募集をかけて雇うかたちでもいいのでしょうか？	大学で配置する場合は募集の方法は大学の方法によって選定ください。JICAで配置する場合、公募によって選定されます。
19	実施体制 (業務調整員)	業務調整員の人選ですが、候補者が定まっている場合は間接経費として代表機関から雇用されることになりますか？ JICA側から研究代表者の要望を受けて人選を行う事は可能でしょうか。	JICAの事業契約において、「①間接経費無し」の場合、JICAが業務調整員を選定・派遣します。「②間接経費有り」の場合は研究機関が業務調整員を選定・派遣します。①の選定は、JICAのルールに基づいて「広く一般に公募」し、応募者の書類審査・面接のプロセスを経て決定されます。②の選定においては、研究機関のルールに基づきます。 業務調整員の選定には時間を要しますので、条件付き採択後、「①間接経費無し」・「②間接経費有り」のどちらの契約形態を取るかについて遅くとも詳細計画策定調査終了後には決定頂くようお願いします。
20	実施体制 (業務調整員)	業務調整員を代表機関から派遣する場合、間接経費から業務調整員の給与および派遣経費等に充てられる費用の上限は直接経費の30%という間接経費の上限になるのでしょうか？	ご理解の通りです。ただし、最終的な間接経費の額は、契約の精算時の直接経費額が原資となり、その額の最大30%が上限です。最終的な間接経費額は、契約時の間接経費額と異なる事が多々ありますので（精算時の直接経費が契約時の額より少なくなるケースが有るため）、ご留意願います。

21	実施体制 (業務調整員)	業務調整員をJICA側から拠出いただくパターンの場合、SATREPS事業としての間接経費は完全にゼロになるのでしょうか。その場合、事務処理などのオーバーヘッドはどのように処理することになりますか？	JICAの事業契約における「間接経費無し」の場合の事務的コストは、「(4)業務諸費」に月10万円を上限にして計上可能です。「間接経費有り」の場合は、「2. 間接経費」の中から使用願います。 以下のサイトに事業契約の積算フォーマットが掲載されておりますので、ご参照願います。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html
22	予算 (JICA)	業務諸費 積算表の「その他」ですか？ 積算表エクセル JSTですか？ JICAですか？	上記(21の回答)の通りです。
23	予算 (JICA)	間接経費無し積算様式(消費税10%) (様式0~5、様式8、契約実績対比表) のエクセル開きましたが 西暦が 2015-2019と古いような気がしました。	雛形を作成したのは数年前でしたので、日付け等そのままとなっておりますが、形式自体は変更ございません。
24	予算 (JICA)	JICA 相手国負担の原則説明の必要性 これも 提案書作成の時点で2国間でしっかり相談すべきということですね？	日本のODAにおける相手国負担の原則を先方が理解せずに採択され、正式に共同研究を開始するための条件であるR/D署名に至らず中止になった例があります。応募に際しては、相手国側で研究に参画する予定の全ての関係者(機関)に、日本のODAの制限に関するご説明と相手国側で負担しなければならない必要予算・人員等の確保をご依頼ください。
25	予算 (JICA)	JICAのODA予算も相手国機関に配分されるのではなく、日本側の代表者機関に配分され、相手国機関内で使用する備品や消耗品等の購入も日本側の代表機関が行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ODA予算は相手国側に配分されるのではなく、JICAがコントロールし、①事業契約を通じて日本側研究機関へ配布、日本側研究機関が支出、②JICAが直接支出、の2つのルートで実施します。
26	予算 (JICA)	相手国機関が機器を購入して使用する場合、日本側の研究代表機関を介さず、相手機関とJICAが直接やり取りして機器を相手国機関内に納入することは可能でしょうか。	原則、機材にかかる経費は日本側研究機関とJICAとの事業契約の中で計上して頂き、研究機関が調達・納入する事になりますが、やむを得ない事情により研究機関による調達・納入が不可能な場合、事業契約に含めずJICAが調達・納入する事も可能です。ただし、その理由に因りますので、研究機関の調達部門の関係者の方と機材調達が研究機関によって可能かどうか、予め調整・協議をお願いします。
27	予算 (JICA)	JICAのいろいろな資料は 仮採択後の整備ということでよろしいですか？ 言い換えると 申請の際には整備は不要ですか？ しかし、これを使わないと、申請書の積算表が作れないということですか？	ご理解の通りです。研究提案書の作成・申請の段階では、以下のサイトに記載されている様々な書式を使用して研究提案書を作成する事は必須ではございません。 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/index.html ただし、「プロジェクト実施の手引き」にJICAの事業契約の中で支出可能なもの・不可能なものが記載されておりますので、ご一読頂き、採択後プロジェクトを実施する際に費用の支出に関して認識の齟齬が無いようお願いいたします。

28	予算 (JST/JICA)	企業が参画する場合、その企業の機器を購入することに関して利益排除など何かルールはありますか。	共同研究に参画する企業から物品等の調達を行う場合は、原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積もり）を行っていただくをお願いしております。
29	社会実装	SATREPSのコンセプトのひとつとして、キャパシティ開発、社会実装の考え方があります。基本的には日本のほぼ完成された（ある程度技術開発がなされている）技術・要素・システムを現地で検討するという理解でよろしいでしょうか。研究要素よりも開発ステージが進んだ技術開発、要素、システムを現地で検討し、社会実装の可否を検討する理解です。	研究テーマや相手国によっては、「ある程度技術開発がなされている、技術開発、要素、システムを現地で検討」することも想定されます。 ただし、その際にも研究開発としての学術面での成果（新規性や独創性）は必要です。 選考の観点「科学技術的価値」を参照のうえ、研究対象を明確に整理いただくようお願いします。
30	社会実装	人材育成に関しまして、日本国側も相手国側もどちらも、若手の研究者が参画しそのキャリア形成に資することが求められるのでしょうか？（相手国側でも、外国人留学生等だけでなく、若手の博士号所持者の育成も含まれることが望ましいのでしょうか）	両国において、外国人留学生等だけでなく若手の博士号取得者の参画と人材育成が期待されています。
31	新型コロナウイルス 関連	ここ2-3年におけるコロナ渦による実施中プロジェクトへの影響はいかがでしたでしょうか？	日本からの現地渡航や相手国から研修生等の受入が制限され、コロナ禍では当初計画に沿った共同研究の推進は困難な状況でしたが、研究者側はオンラインを活用した打合せ等を頻繁に行ったり、セミナーや研修会を実施するなどの対応を取られていました。
32	その他	APRINの修了証番号が再講習を受けても古いものから更新されないのですが、一回目の講習修了番号で大丈夫でしょうか。受講の有効期限は特に問われないということでしょうか。	APRINを受講済みであれば問題ございません。また、有効期限については特に問いません。
33	その他	感染症分野についてはAMEDでの申請が必要ということですが、野生動物が関わる感染症についてもAMEDからの申請が必要でしょうか？	野生動物に関わる感染症についてはAMEDの感染症分野での応募になるかと思いますが、AMEDの担当者にも事前にご確認いただくようお願いいたします。